法令保証基本約款

|  |  |
| --- | --- |
|  | （指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証の根保証用）  本保証証券記載の保証種類が根保証の場合に適用されます。 |

　（保証債務の内容）

第１条　保証人は、本保証証券記載の義務者（以下「義務者」といいます。）のために本保証証券記載の法令に定める担保として本保証証券を発行し、保証期間中に義務者と本保証証券記載の権利者（以下「権利者」といいます。）との間で「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（以下「価格調整法」といいます。）に基づく下記のいずれかに該当する売渡し及び売戻しに係る契約が権利者所定の「通知書（保証証券根保証用）」にて義務者より保証人を当該契約についての保証人とする旨権利者へ通知された上で締結（本保証証券との関係においては、当該契約についての権利者の承諾書記載の作成年月日をもって当該契約が締結されたものとみなします。）された指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等に係る権利者の買入れ価格と権利者の売戻し価格との差額（以下「売買差額」といいます。）又は当該売買差額に係る延納金（以下「延納金」といいます。）の納付義務を義務者が納期限までに履行しなかった場合には、権利者に対し、この約款に従い義務者と連帯して前記納付義務が履行されなかった売買差額・延納金及び当該売買差額に係る延滞金（以下「延滞金」といいます。）を支払う責に任じます。

(１)　価格調整法第５条第１項に定める売渡し及び価格調整法第８条第１項に定める売戻しに係る契約

(２)　価格調整法第11条第１項に定める売渡し及び価格調整法第14条第１項に定める売戻しに係る契約

(３)　価格調整法第11条第２項に定める売渡し及び価格調整法第14条第１項に定める売戻しに係る契約

（４） 価格調整法第18条の２第１項に定める売渡し及び価格調整法第18条の５第１項に定める売戻しに係る契約

(５)　価格調整法第27条第１項に定める売渡し及び価格調整法第30条第１項に定める売戻しに係る契約

２　前項に基づき保証人が支払う売買差額は、保証期間中に前項所定の売渡し及び売戻しに係る契約が締結されたすべての指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等を通じて本保証証券記載の保証金額を限度とします。

（保証債務の消滅）

第２条　次の各号のいずれかに該当した場合には、本保証証券に基づく保証人の債務はすべて消滅するものとします。

(１)　保証人が前条に基づく保証債務をこの約款に従いすべて履行したとき

(２)　前条所定の売買差額・延納金（延滞金がある場合にはこれを含みます。）に係る義務者の納付義務が、完納その他の事由によってすべて消滅したとき

(３)　本保証証券が権利者より保証人に返還されたとき

　（契約の変更・解除）

第３条　本契約は、権利者の承認を受けた場合を除き、変更又は解除することができないものとします。

２　前項にかかわらず、義務者が次の各号のいずれかに該当した場合には、保証人は権利者に権利者所定の様式により、通知することにより直ちに本契約は将来に向かって解除できるものとします。

(１)　支払の停止若しくは破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始の申立があったとき又は解散したとき

(２)　義務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき又は保全差押としての通知が発せられたとき（権利者に対して義務者以外のものが担保を提供している場合には、当該担保物について強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき又は保全差押としての通知が発せられたときを含みます。）

(３)　租税公課を滞納し督促を受けたとき

(４)　取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(５)　義務者が振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りになったとき

(６)　住所変更の届出を怠るなど義務者の責めに帰すべき事由によって、権利者に義務者の所在が不明となったとき

３　第１項にかかわらず、義務者が次の各号のいずれかに該当した場合には、保証人は権利者に権利者所定の様式により、15日前に通知することによって、本契約を将来に向って解除することができるものとします。

(１)　第１条所定の納付義務について履行期限に遅滞したとき

(２)　保証人が保証債務を履行したとき又はその履行を求められたとき

(３)　義務者と保証人との保証委託取引に係る約定に違反したとき

４　第１項にかかわらず、保証人は権利者に30日前に権利者所定の様式により通知することによって、本契約を将来に向って解除することができるものとします。

５　前３項の解除がなされた場合に、解除前に締結がなされた第１条所定の売渡し及び売戻しに係る契約に関する第１条所定の納付義務については、本契約がすべて適用されるものとします。

　（保証債務履行の請求）

第４条　権利者は、保証人に対し本契約に基づき保証債務の履行を請求しようとするときは、義務者の第１条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に、権利者所定の保証債務履行請求書により、本保証証券の写し及び義務者より提出を受けた「通知書（保証証券根保証用）」の写しを添付して保証人に対し告知するものとします。

２　権利者が第１条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に前項所定の請求をしなかったことにより保証人に損害を与えた場合には､保証人の書面による事前の承認のある場合を除いては､当該損害額について保証人は保証債務の履行を拒むことができます｡